

# 感染症等に対応した避難所運営マニュアル

令和2年7月

(令和4年4月改定)

印西市防災課

## はじめに

災害が発生し避難所を開設する場合には、様々な感染症に対応した避難所の開設が求められます。手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉・密集・密接）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが大切です。

感染症等に対応した避難所運営を円滑に行うため、「避難所運営マニュアル」と合わせて、具体的な役割分担・手順の確認が必要です。

## 1. 住民への周知（広報・ホームページ）

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受けて、今後、災害が起きた場合には、「本当に避難所に行く必要があるか？」をよく考えておくことや、災害の種別（地震・台風など）、地域の特性など、状況に応じて避難が変わるため、日頃から家族や近所の方と、適切な避難行動について話し合っておく必要がある。

### 【1】安全な避難場所の確保

#### ①自宅で安全確保ができる方

- ・感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はなく、在宅避難とした方がよい。

#### ②やむを得ず避難が必要になった方

- ・親戚や知人等、避難を受け入れてくれる場所があるかを検討する。

#### ③特に高齢者や障がい者等、支援を要する方

- ・感染予防に十分留意が必要であるため、近くに住む家族や、親戚、知人のお宅へ避難することをお勧めします。

### 【2】避難所へ持っていった方がよいもの

- ・マスク、マスクの代わりになるもの（タオル・手ぬぐい等）
- ・アルコール消毒液や除菌用ウェットティッシュ等
- ・体温計（毎日の検温のために）
- ・スリッパや内履き
- ・歯ブラシセット
- ・温かい上着や着替え
- ・非常食等
- ・常に服用している薬
- 等

## 2. 事前準備

### 【1】十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

#### ①指定避難所以外の避難所「臨時避難所」の確保

発生する恐れがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、印西市松山下公園総合体育館や公民館等を臨時避難所として開設する。

#### ②臨時避難所への支援体制の構築

防災倉庫を保有しない臨時避難所に、物資を届ける配備を行う。

〔 毛布、水、食料、非接触型体温計、マスク、アルコールジェル、フェイスシールド、その他衛生用品等 〕

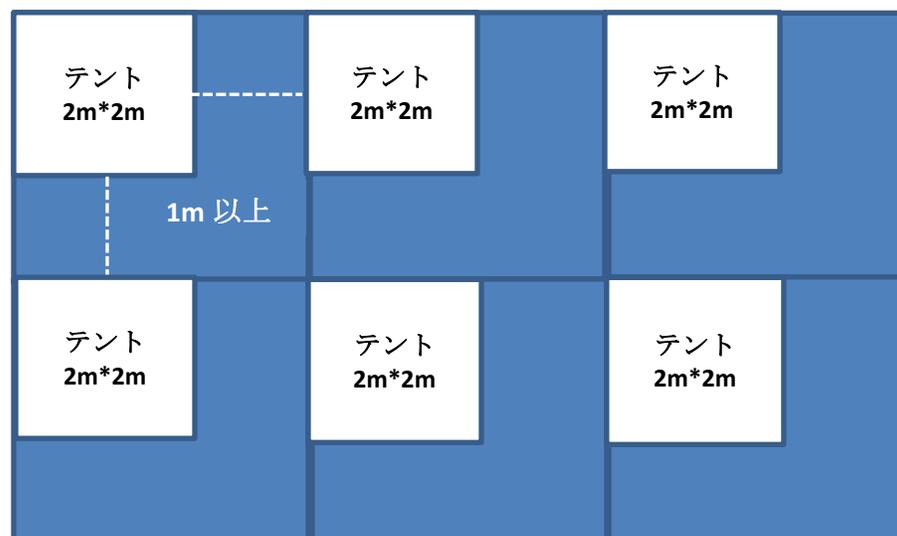
#### ③車中泊やテント泊を希望する避難者には、指定避難所のグラウンドの一部を開放する。

### 【2】避難所のレイアウト等の検討

#### ①避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する。

#### ②避難所内の居住区では、飛沫防止用の間仕切りがない場合には、家族ごとに2m以上の距離を確保することに留意する。間仕切りするテント等がある場合には、1m以上とする。

#### ③家族ごとに、可能な限り、テントやパーテーション等で分けをし、プライベートの確保と飛沫対策を行う。

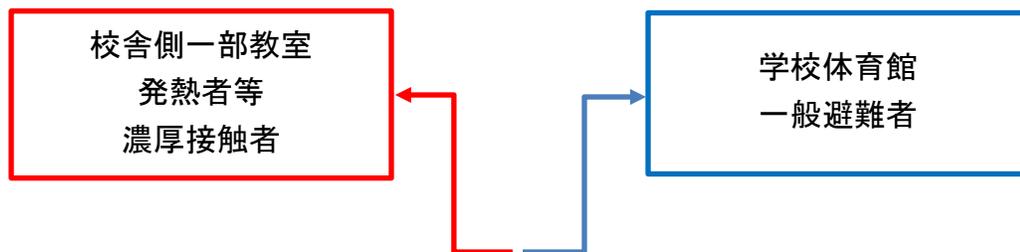


※開設した避難所へ、避難者数に応じて間仕切りテントを設置する。

※テントやパーティションが不足する場合には、テープ等で区画割りをし、向かい合わせにならないよう、互い違いになるよう注意する。

④発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）や濃厚接触者の専用スペースについて、一般避難者とはゾーン、動線を分けるため、学校の教室棟の部屋及びトイレを利用する。

⑤専用スペースにおいて、複数が同室になる場合には、パーティション等により待機スペースを区切る。



### 【3】感染症対策に要する資材

①基本的な感染対策用： マスク、アルコール消毒（手指用）、ハンドソープ  
ペーパータオル、ウェットティッシュ など

②避難者等の健康管理用： 健康状態チェックリスト用紙、ボールペン  
非接触型体温計

③避難所スタッフの防護用： 使い捨て手袋、フェイスシールド、マスク

④飛沫防止用資材： テント、パーティションなど  
※松山下公園においては、卓球台や卓球フェンスを活用

⑤環境整備用具： 家庭用洗剤や塩素系漂白剤、アルカリ電解水、雑巾、バケツ  
床清掃用モップ、使い捨て手袋 など

#### 【4】避難者の健康管理に関する準備

- ①避難者の健康状態を効率的に把握するため、健康状態チェックリスト用紙を用意する。
- ②常時、換気のため、開放する入口や窓を確認する。
- ③健康子ども部は、開設した避難所の健康観察に巡回する保健師を派遣する。
- ④避難所に掲示する手指衛生、咳エチケットのポスター等を事前に準備する。
- ⑤発熱者等や濃厚接触者専用スペースへの導線を確認するため、直行職員及び避難所担当職員は、事前に学校職員や施設管理者と現地において、動線を確認する。
- ⑥松山下公園総合体育館については、別紙図面を参照とする。

#### 【5】新型コロナウイルス感染症陽性者の対応

- ①自宅療養の軽症者等については、対象が限られていることから、印旛保健所が避難の対応を行う。
- ②印旛保健所は、自宅療養者に対し、事前に市の避難所には避難しないよう伝えておく。

※軽症者等とは、無症状病原体保持者及び軽症者を指す。

#### 【6】発熱者等の対応

- ①発熱や咳のある者は、新型コロナウイルス感染症と断定することはできない。風邪やインフルエンザ、基礎疾患等による症状であることも考えられる。
- ②避難所において発熱した者は、自身の判断において、医療機関を受診するかを決定する。

- ③最寄りの医療機関またはかかりつけ医等がいる場合には電話で相談し、医療機関の指示に従うこと。また、医療機関が見つからない場合には、千葉県発熱相談コールセンターに相談する。

**千葉県発熱相談コールセンター**

☎0570-200-139（土日祝を含む24時間対応）

- ④医療機関を受診する場合は、自身又は家族の送迎により受診する。
- ⑤送迎する家族がなく、自力で受診することができない避難者は、自身で救急隊（119番）を要請する。
- ⑥家族が同伴していない未成年者の場合は、家族に連絡を取り判断を仰ぐこととするが、連絡が取れない場合は救急隊を要請する。
- ⑦健康増進課は受診可能な医療機関のリストを作成する。

## 【7】濃厚接触者の対応

- ①濃厚接触者は「感染者ではない」ということを理解しておく。
- ②事前にPCR検査を受け、陰性の者であっても、新型コロナウイルス感染症感染者と接触した日を0日として、翌日から7日間の隔離が必要となる。（8日目から解除）
- ③濃厚接触者は、在宅避難や分散避難が困難である場合、市の避難所に避難することを認識しておく。
- ④印旛保健所は濃厚接触者に対し、事前に避難行動に関する情報を提供する。

### 【事前に伝えておくべき避難情報】

- ・ 自宅が安全な場合は在宅避難とする。
- ・ 避難が必要な場合は、速やかに避難所職員に濃厚接触者である旨の報告する必要があることや、隔離されること（一般の避難所には避難できないこと）を事前に伝えておく。
- ・ 避難準備には、マスク、アルコール消毒、体温計、防寒具の他、避難所へ持参した方がよいものを伝えておく。
- ・ 避難した専用スペースにおいて、感染予防を徹底するよう指導する。
- ・ 在宅避難や親戚・知人宅等の分散避難ができない場合には、松山下公園総合体育館サブアリーナへ避難するよう事前に伝える。
- ・ 避難所において容態が悪くなった場合は、最寄りの医療機関またはかかりつけ医等がいる場合には電話で相談し、医療機関の指示に従うこと。また、医療機関が見つからない場合には、千葉県発熱相談コールセンターに相談する。

千葉県発熱相談コールセンター

☎0570-200-139（土日祝を含む24時間対応）

## 3. 災害発生時の対応

### 【1】住民への周知

（防災行政無線・防災メール・ホームページ・Lアラート・Twitter）

- ①避難所開設情報（指定避難所・特別避難所）
- ②避難所移動時のマスク着用や携帯品

## 【2】受付・検温所の設置

- ①健康状態チェックリストを記載する机を用意する。必要ならば椅子も用意。
- ②避難者が避難してきたら、はじめに、非接触型体温計で検温を行う。
- ③健康状態チェックリストの記入及び確認が終わり、全ての項目が「いいえ」または、No.11以降にのみ「はい」の記載がある者については、一般避難所へ誘導する。
- ④No.1～No.10の項目に「はい」の記載がある場合は、専用スペースへ誘導する。
- ⑤誘導する際は、家族同士が2 m以上の距離を取るように、呼びかけを行う。

## 【3】避難所における感染症対策

- ①避難者及び避難所職員は、頻回にハンドソープと水で手洗いを行い、基本的なソーシャルディスタンスと咳エチケットを徹底する。
- ②手洗いに水を十分に確保することが困難な場合には、アルコール消毒液で代用する。
- ③アルコール消毒液は避難所の出入り口、トイレ周辺、食事配布スペースに設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ④飛沫感染を避けるため、咳が出ていない場合もマスクを着用する。熱中症が懸念される場合は、人と人との間隔が2 m以上あればマスクを着用しなくてもよいが、共有スペースで着用するよう呼び掛ける。
- ⑤避難所職員は、避難所内の物品や床の清掃は定期的に、また目に見える汚れがあるときには速やかに清掃する。
- ⑥避難者は、居住スペースを定期的に清掃し、清潔に保つ。その際の清掃用具（雑巾やモップ）は貸し出す。
- ⑦避難所は、常時、換気を行う。（最低でも1時間に2回）
- ⑧食事時間をずらすなど、食事配布スペースの密集・密接を避ける。

- ⑨家族間で2 m間隔に避難者を配置し、飛沫感染を防ぐ。テントやパーティションを利用する場合は、入口を互い違いにするなど、向かい合わないようにする。
- ⑩避難所内は、内履きとし、生活スペースには外履きで入らない。
- ⑪避難所内（入口、洗面所やトイレ、食事配布スペース）には、手指衛生、咳エチケット等のポスターを掲示し、意識付けを行う。

#### 【4】避難所の健康管理

- ①避難所は、湿気やウイルスを滞留させないため、常に換気を行う。
- ②避難者及び避難所職員は、毎日午前中までに、体温測定、健康状態チェックリストに基づき、健康状態を確認する。
- ③健康状態の確認の結果、発熱者等がある者、感染症の疑いがある者については、速やかに専用スペースへ誘導する。
- ④保健師は開設した避難所を巡回し、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図る。
- ⑤保健師は、車中泊やテント泊の避難者の健康状態も、確認を行う。特に、エコノミー症候群にならないよう、適度な運動を促す等、健康指導を行う。

#### 【5】発熱者等の対応

- ①本人または家族が受診を希望した場合は、医療機関リストに基づき、受診先を案内する。
- ②送迎する家族がなく、自力で受診することができない避難者は、自身で救急隊（119番）を要請するが、電話ができない状態の場合は、代わりに避難所職員が救急隊の要請を行う。
- ③家族と連絡の取れない未成年者で、受診について自己の判断ができない場合は、避難所職員が救急隊の要請を行う。

## 【6】新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合

- ①発熱、咳、倦怠感等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある避難者は、最寄りの医療機関または、かかりつけ医等がいる場合には電話で相談するよう伝える。また、医療機関が見つからない場合には、千葉県発熱相談コールセンターを案内する。

千葉県発熱相談コールセンター

☎0570-200-139（土日祝を含む24時間対応）

- ②当該避難者が専用スペースを出た後は、その部屋は利用中止とし封鎖する。
- ③災害対策本部に当該避難者が専用スペースを出た旨を報告し、部屋の消毒作業を行う。感染者が多数である場合や広範囲に消毒作業を行う必要がある場合には、災害対策本部は速やかに消毒作業を行う事業者を手配し、消毒作業を行う。
- ④接触した避難所職員は、着用したマスクや使い捨て手袋等は廃棄とする。フェイスシールドは、アルコール消毒液でふき取る対応でもよい。

## 【7】濃厚接触者

- ①避難所職員は、本人の申し出、又は、健康状態チェックリストにより濃厚接触者と分かった場合には、速やかに専用スペースへ案内する。

②避難所職員は濃厚接触者への水や食事の配布時に健康状態を確認し、発熱等がみられる場合は、自身（または家族）で、最寄りの医療機関または、かかりつけ医等がいる場合には電話で相談するよう伝える。また、医療機関が見つからない場合には、千葉県発熱相談コールセンターを案内する。

千葉県発熱相談コールセンター

☎0570-200-139（土日祝を含む24時間対応）

- ③当該避難者が専用スペースを出た後は、その部屋は利用中止とし封鎖する。
- ④接触した避難所職員は、着用したマスクや使い捨て手袋等は廃棄とする。フェイスシールドは、アルコール消毒液でふき取る対応でもよい。

## 【8】本部への報告

避難所職員は、濃厚接触者や発熱者等について、随時、災害対策本部に報告を行う。

- ①専用スペースに避難させた場合
- ②健康状態が変化した場合
- ③避難所を退去した場合
- ④その他、相談が必要な場合